

## 岸和田市手話言語条例（案）

パブリックコメント（意見公募手続）  
ご意見をお寄せください。

## 岸和田市手話言語条例（案）

### 1. 条例制定の趣旨

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者(児)は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育ててきました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者(児)は、必要な情報を得ることも意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、平成18年に国際連合において「障害者の権利に関する条約」が採択され、手話が言語に含まれることが明記されました。その後、日本においても平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられました。平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害のある人たちに対する差別が解消されるとともに、人権が守られ、より一層の社会参加の推進が期待されています。本市におきましても、平成26年3月議会にて「手話言語法制定の意見書」が採択され、国会等へ提出されています。

「岸和田市手話言語条例（案）」は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解促進及び手話の普及を行い、また、手話が使用しやすい環境づくりを進め、誰もが生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会を実現することを目的とし制定するものです。

なお、素案の策定にあたりましては、岸和田市聴覚障害者福祉会、手話サークルやじろべえ及び岸和田市登録手話通訳者の会により組織された、「岸和田市手話言語条例実行委員会」に担当課である障害者支援課も参加し、当事者及び手話関係者の意見を伺いました。また学識経験者にも実行委員会に参加していただき、ご意見をいただきました。

### 2. 条例案の概要

#### (1) 目的

誰もが生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

#### (2) 基本理念

手話により意思疎通を図ることは、ろう者(児)の権利であり、その権利を尊重することを基本として手話への理解促進及び手話の普及を行うこととします。

#### (3) 市の責務

手話への理解促進及び手話の普及を図り、ろう者(児)が手話を使用しやすい環境にするための施策の推進に努めます。

#### (4) 市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市とともに施策を推進するよう努めるものとします。

また事業者は、ろう者(児)が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者(児)が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

(5) 施策の推進

- ・手話言語にかかる具体的な施策の推進方針を定めて、計画的に実施します。
- ・施策の実施状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行うため、関係者等の意見を聴く機会を設けます。

(6) 財政上の措置

手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(7) 条例の施行予定

平成31年4月1日